

令和7年12月

各 位

京都北都信用金庫

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた金融機関の連携について

京都北都信用金庫（理事長 藤原 健司）は、現在、政府・産業界・金融界が一丸となって推進している「手形・小切手の全面的な電子化」の実現に向けて、京都府内の金融機関と連携し、お客さまへのご案内や周知活動などに取り組みますので、お知らせいたします。

手形・小切手をご利用されているお客様におかれましては、インターネットバンキングによる振込やでんさいなどの電子的決済手段への切り替えをご検討ください。

記

1. 連携金融機関（金融機関コード順）

株式会社 京都銀行	頭 取	安井 幹也
京都信用金庫	理事長	榎田 隆之
京都中央信用金庫	理事長	植村 幸弘
京都北都信用金庫	理事長	藤原 健司

2. 連携の目的

現在、政府・産業界・金融界において、2021年6月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」における「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取組みを行っています。

このたび京都府内の金融機関が一体となり、全面的な電子化への取組みをさらに加速させることで、地域経済のデジタル化促進と、環境に配慮した持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

3. 連携の概要

- (1) インターネットバンキング・でんさい・法人カード等の利用による電子的決済サービスへの移行支援
- (2) 「手形・小切手の全面的な電子化」に関する共同チラシの使用により、お客さまへの周知活動の実施

以 上

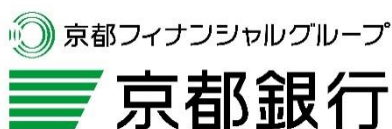
紙の手形・小切手 利用廃止へ



2027年3月末までに
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針^(※)をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



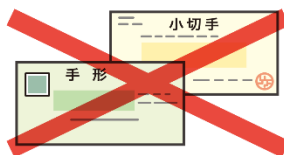
Q

2027年3月末までに 電子化しないとどうなるの？

A

事業者さまにおいて、これまでどおりの手形・小切手の利用ができなくなる可能性があるため、早期に電子的決済サービスへの切替えのご検討をお願いします。

- 政府方針を受けて、多くの金融機関では2027年3月を待たずに前倒して手形・小切手の取扱いを縮小する動きを示しています(手形帳・小切手帳の発行終了や2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の終了等)。
- 事業者さまによっては、電子的決済サービスへの切替えには時間がかかる場合があります。

**Q**

電子的決済サービスには 何があるの？

A

でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負担軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

**電子化の
メリット****1****コスト削減**

- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2**事務負担軽減**

- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3**リスク低減**

- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

Q

電子的決済サービスの導入は 難しいの？

A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1**金融機関へ
ご相談/申込**

事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2**取引先へ
ご案内**

でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3**社内の
導入準備**

事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

全国銀行協会のウェブサイトでは、紙の手形・小切手の電子化に関する情報等を掲載中！

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！

